

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	水道料金システム
行政機関等の名称	吹田市水道事業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道部総務室料金グループ
個人情報ファイルの利用目的	市民から開始中止等の申請や問い合わせ、調定収納などに対応するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 契約番号、4 水道使用量、5 調定額、6 収納額、7 未納額
記録範囲	水道の使用を申請した者 水道の使用をしている者 水道の給水装置を所有している者
記録情報の収集方法	本人からの申請、管理会社等からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	下水道部 経営室 株式会社アウトソーシングトータルサポート、検針・滞納整理・電話受付の業務委託を受けた者 吹田市水道・土木工事業協同組合、水道メーターの取替の業務委託を受けた者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名 称) 吹田市市民部市民総務室(情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	最新変更日：令和7年4月1日	